岡県内の９物件（建築確認：平成12年３月、同年４月、同年５月（２物件）、同年８月、同年９月、同年10月、同年12月、平成13年11月）では地震用重量（構造計算に用いる建築物の重量（固定荷重と積載荷重の和））が、また上記14物件のうち福岡県内の11物件及び佐賀県内の１物件（建築確認：福岡県内の11物件は、平成12年３月（２物件）、同年４月、同年５月（２物件）、同年６月、同年８月、同年９月、同年10月、同年12月、平成13年11月、佐賀県内の１物件は、平成13年４月）では偏心率（その階のねじれやすさを示す割合）が大きく異なっていて、当該構造計算書は入力データと出力結果が整合しておらず、建築確認審査において建築物の構造耐力上の安全性を確認することができない不適切な設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　尾崎　功始　一級建築士　第195506号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止10月
4　処分の原因となった事実　愛知県内又は静岡県内の建築物（３物件）について、一級建築士事務所奎（愛知県知事登録（い―18)第8667号）の業務に関し、上記３物件のうち愛知県内の１物件（建築確認：平成23年６月）について、建築確認申請の代理者として、確認申請手続きを行わずに虚偽の確認済証を作成してその写しを建築主及び工事施工者に渡すとともに、工事着工後であったにもかかわらず工事着手前に偽った虚偽の確認申請を行った。さらに、工事監理者として、特定行政庁である岡崎市が建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第５項の規定により平成23年７月８日付けで提出を求めた報告書について平成23年７月13日付け報告書にて虚偽の報告を行った。

また、上記３物件のうち静岡県内の１物件（建築確認：平成23年４月）について、建築確認申請の代理者及び工事監理者として、確認申請手続きを行わずに無確認で工事が行われることを容認した。また、工事監理者として、工事が設計図書のとおりに行われていない（建築基準法第44条第１項の規定による道路内の建築制限に違反する。）にもかかわらず、その旨を建築主に報告をしないとともに、特定行政庁である静岡県が建築基準法第12条第５項の規定により平成24年10月18日付けで提出を求めた報告書を提出しなかった。

また、上記３物件のうち愛知県内の１物件（建築確認：平成22年６月）について、設計者として、建築士法第18条第１項の規定に違反し、愛知県建築基準条例（昭和39年４月１日条例第49号）第６条の規定に違反する設計（建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合におけるその路地状部分の幅について、３m以上でなければならないにもかかわらず、３mに満たない設計）を行った。また、工事監理者として、中間検査申請に当たり、建築物の敷地寸法が配置図と現地との間で不整合であるにもかかわらず、整合しているとする虚偽の中間検査申請を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　安齋　正明　一級建築士　第240127号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止９月
4　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（４物件）について、ＭＫＳ設計一級建築士事務所（東京都知事登録第51235号）の業務に関し、上記４物件のうち１物件（建築確認：平成23年10月）について、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第１項に違反する設計（本件建築物は、２つの長屋部分が１箇所において壁のようなものでつながれている計画であるが、２つの長屋部分は外見上及び構造上一体でないことから一の建築物とはいえず二の建築物であることから、２つの長屋部分の建築物のそれぞれの敷地が道路に２m以上接しなければならないにもかかわらず、本件建築物の敷地の接している道路の幅が４m未満であるため、それぞれの敷地が道路に２m以上接することを満たさない設計）を行った。

また、同建築士事務所に関し、上記４物件のうち別の３物件（建築確認：平成22年９月、平成23年７月、確認申請受付：平成24年11月）について、開設者として、平成22年７月15日に建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項の規定に違反し、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て設計業務を業として行った。

さらに、上記の３物件について、一級建築士として、建築士法第24条の７第１項の規定により定められた事項について記載した書面の建築主に対する交付及び説明、並びに第24条の８第１項の規定により定められた書面の設計業務委託者に対する交付を行わなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　今吉　博幸　一級建築士　第143586号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止６月
4　処分の原因となった事実　岡山県内の建築物（１物件）について、工事施工者である有限会社今吉工務店の代表取締役として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。

また、有限会社今吉工務店一級建築士設計事務所（岡山県知事登録第14065号）の業務に関し、工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

さらに、建築士事務所の開設者として、建築士法第24条の７第１項の規定に違反し、建築主に対して設計受託契約又は工事監理受託契約の内容、その履行に関する同項各号に掲げる契約内容及び履行に関する事項を記載した書面を交付して説明を行わなかった。

さらに、建築士事務所の開設者として、建築士法第24条の８第１項の規定に違反し、設計又は工事監理業務の委託者に対して同項各号に掲げる業務委託等に関する事項を記載した書面を交付しなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　小林　正信　一級建築士　第168783号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止６月
4　処分の原因となった事実　香川県内の工作物（２物件）について、一級建築士事務所小林設計（滋賀県知事登録（ホ）第1032号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条第１項第３号イの規定に基づく「遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1426号）」第１第３号の規定に適合しない不適切な設計（上記２物件のうち１物件については、同告示で引用する「遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1419号）」別表第１⑶に該当し、シートベルト等及び手すり等を設けなければならないにもかかわらず、シートベルト等を設置していない設計、また、上記２物件のうち別の１物件については、同表⑵に該当し、シートベルト等及び手すり等を設けなければならないにもかかわらず、手すり等を設置していない設計）を行い、さらに、工事監理者として、各工作物の工事が設計図書のとおりに行われていない（各工作物の外柵手すりが設計図書では110㎝であるにもかかわらず、完了検査時点で110㎝未満であった。）にもかかわらず、その旨を建築主に報告しなかった。